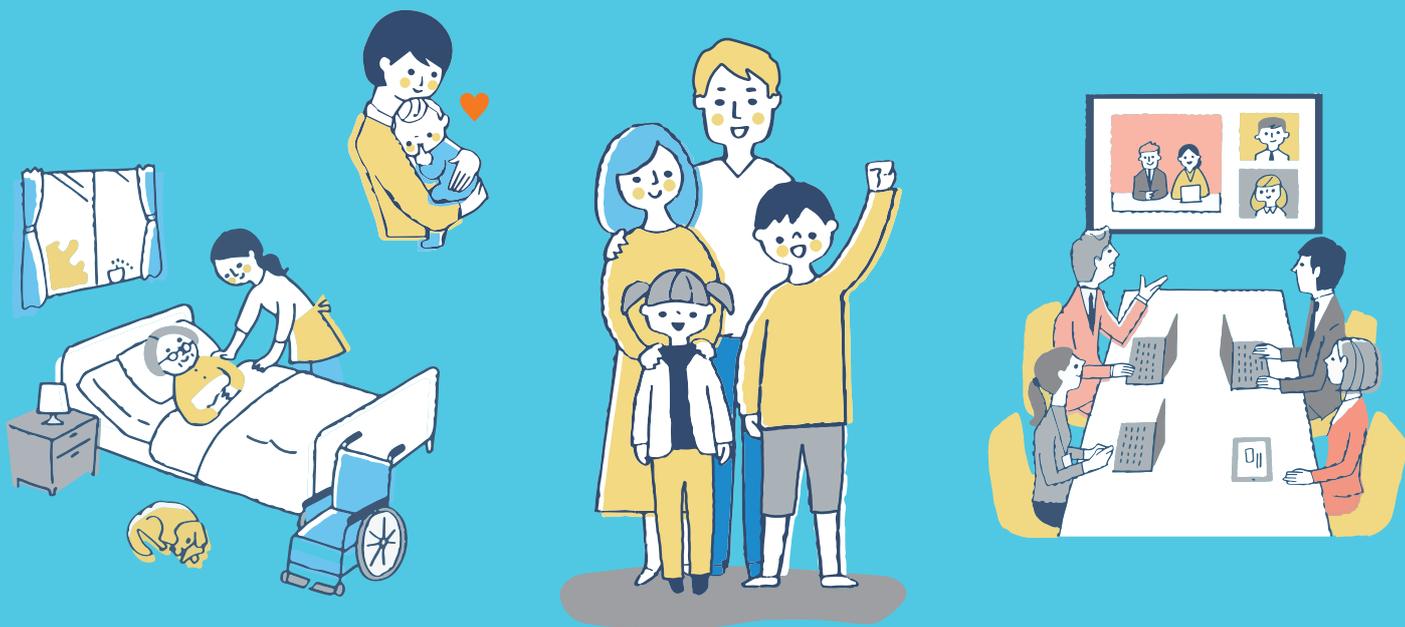


ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度

新宿区がワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認定し、
その取組を応援します！



ワーク・ライフ・バランスは企業を成長させる経営戦略！

子育て・介護などの社員のライフステージに合わせた働きやすい環境を整えることが、
企業・個人の成長に繋がります。

▼ ワーク・ライフ・バランスが実現すると・・・

個人

- ・生活の充実
- ・育児や介護との両立
- ・性別を問わず就労しやすい環境
- ・心身の健康の向上

- ・会社への満足度向上
- ・仕事への意欲向上
- ・業務効率化による能力の向上

企業

- ・生産性向上
- ・残業時間の削減
- ・優秀で多様な人材の確保
- ・離職率低下

中長期的な
事業活動の
維持・発展・
成長へ



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の概要

★制度の仕組み

既にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業、またこれから取り組みたいと考えている企業をサポートします。企業からの申請に基づき「ワーク・ライフ・バランス推進企業」または「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」の2つの区分で認定を行います。認定後も企業の取組が進むように、コンサルタントの派遣や、関連するセミナーの開催など、新宿区が支援します。



2つの認定区分

推進企業

ワーク・ライフ・バランスの取組が既に定着しており、認定基準を満たした企業

推進宣言企業

ワーク・ライフ・バランスの取組をこれから推進予定の企業

主なワーク・ライフ・バランスの取組例

- ・長時間労働是正に向けた取組を行っている
【例】ノー残業デーの導入、監督者からの声かけ等
- ・有給休暇取得促進のための措置を講じている
【例】計画的付与制度、年間取得計画、取得日数や取得率の目標設定等
- ・柔軟な働き方を支援する制度が利用できる
【例】短時間勤務制度、フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク制度等
- ・育児支援制度や介護支援制度について法定以上の取組を行っている
【例】子の看護休暇等の要件緩和、介護休暇等の要件緩和、独自の休暇制度等
- ・全従業員に対する育児支援制度の周知や、妊娠中の女性従業員に対し、業務に係る配慮や健康管理の支援を実施している
【例】職層研修で育児支援等の制度を紹介、妊婦健診休暇や時差出勤奨励等
- ・女性従業員に対する管理職昇任への意識啓発を行っている
【例】昇任意欲の喚起のための研修や女性管理職との交流等
- ・町会・自治会に加入している
- ・地域コミュニティの活性化につながる活動を行っている
【例】地域交流の機会を提供する等

認定されると様々なメリットがあります！

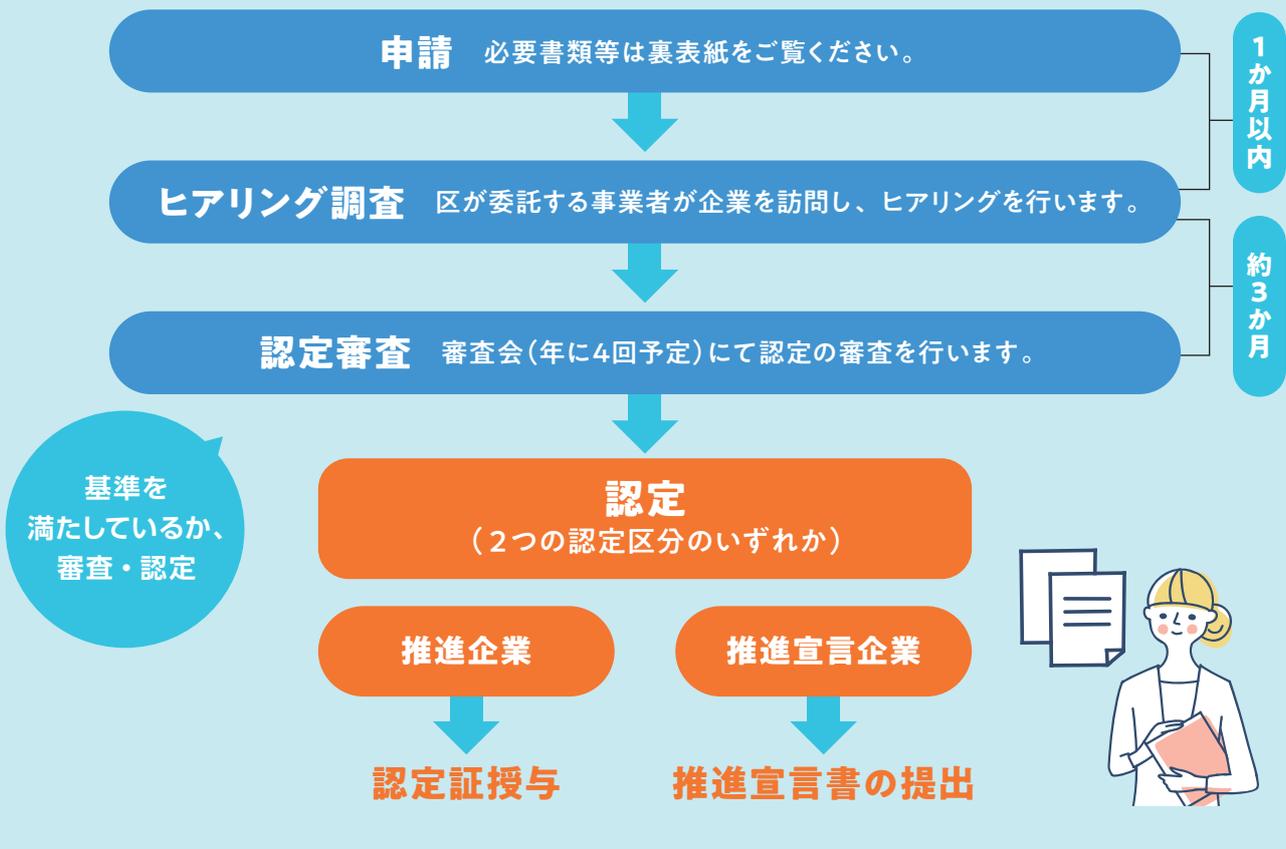
詳しくはP4へ

また、認定の申請をするだけでもサポートが受けられます！



★ワーク・ライフ・バランスに関するコンサルタントを最大5回まで無料派遣
★推進企業の取組を広く紹介 etc…

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 申請から認定までの流れ



認定後も支援は続きます



年に1回 実績報告書を区へ提出すると…

表彰されると
メリット多数!!

★推進企業の中から優れた取組実績のある企業を表彰します!



ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰

- 区長から表彰状を授与
- 取組内容をまとめたパンフレット作成
- 企業のさらなるイメージアップに!!

★推進宣言企業がワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、要件を満たせば推進企業に認定!

取組を続けて
いずれは
表彰企業!

推進企業へステップアップ!!

- 取組を推進するため、無料でコンサルタントを派遣
- ※コンサルティングの詳細は4ページをご覧ください。

認定企業にはメリットがたくさん!

こんなお悩み
ありませんか!?

① コンサルタントを派遣

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組み方が分からない。
- ・課題は分かっているが、具体的にどう解決したらいいか分からない。

▶ 無料のコンサルタントをご活用ください! 1社につき最大5回まで無料

※コンサルティングの費用は新宿区が負担します。

※ワーク・ライフ・バランスに関するご相談・アドバイス等に限ります。

申請をすれば
認定前でも
利用可能!



【活用事例】

- ・就業規則や各種規程の作成支援
- ・ワーク・ライフ・バランスの制度や奨励金の紹介
- ・社員向け研修の実施
- ・経営者、労務担当者への情報提供
- ・働き方改革推進のアドバイス
- ・社内アンケート支援
- ・子育て支援、介護支援制度に関する情報提供
- ・テレワーク導入支援 等

② 融資の斡旋

「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」制度（中小企業向け融資の斡旋）において、融資を利用した際の利子及び信用保証料を区が補助します。

↓詳しくは区ホームページをご覧ください。 [新宿区 制度融資](#) 🔍 検索

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04_04_00001.html



「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」制度について

問い合わせ先

文化観光産業部産業振興課 ☎ 03 (3344) 0702

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 区立産業会館 (BIZ 新宿) 4階

※ワーク・ライフ・バランスの推進要件を満たさない場合や、対象要件について取消し等があった場合は、融資の利子補給を中止する場合があります。

③ 推進企業を広く PR

新宿区のホームページや情報誌等で広くご紹介いたします。

④ セミナー等のお知らせ

ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の有用なお知らせをお送りします。

⑤ バナー広告の掲載料減額

区ホームページトップページへのバナー広告掲載料(月額)を2万円から1万円に減額

問い合わせ先 総合政策部区政情報課広報係 ☎ 03(5273)4064
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎3階

⑥ 契約制度で優遇

施工能力等審査型総合評価方式による入札において加点対象となります。

問い合わせ先 総務部契約管財課契約係 ☎ 03(5273)4075
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎4階

パパサポート企業奨励金／介護サポート企業奨励金

対象企業 (以下の全てに該当する企業が対象となります)

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者
- ・新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱に定める推進企業または推進宣言企業
- ・奨励金の種類ごとに定める支給要件を満たした企業

支給要件・支給金額 (いずれかのコースを合計3回まで申請可能)

★共通要件 (①～④)

- ・対象となる従業員を「育児休業」「育児短時間勤務制度」「介護休業」「介護短時間勤務制度」のそれぞれの開始日から支給申請日までの間、雇用保険被保険者として継続して雇用している。

名称	要件	支給額
① パパサポート企業奨励金 育児休業コース	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性従業員が一定日数以上の育児休業（子の出生後8週間以内に開始）を取得 <ul style="list-style-type: none"> ・1人目：連続5日（所定労働日4日）以上 ・2人目：連続10日（所定労働日8日）以上 ・3人目：連続14日（所定労働日11日）以上 ● 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を実施 ● 業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施 	1人目： 20万円 2・3人目： 10万円
② パパサポート企業奨励金 育児短時間勤務コース	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性従業員が連続20日（所定労働日16日）以上の育児短時間勤務制度を利用 	10万円
③ 介護サポート企業奨励金 介護休業コース	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員が連続14日（所定労働日11日）以上の介護休業を取得 	15万円
④ 介護サポート企業奨励金 介護短時間勤務コース	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員が連続20日（所定労働日16日）以上の介護短時間勤務制度を利用 	10万円

※申請方法や提出書類等、詳しくはお問合せください。

パパサポート企業奨励金・介護サポート企業奨励金に関する問合せ先

子ども家庭部 男女共同参画課

〒160-0007 新宿区荒木町16 男女共同参画推進センター（ウイズ新宿）
☎ 03 (3341) 0801



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度について

①対象企業

新宿区内にある企業・事業所

区内に支店、事業所等のある事業者も申請可能です。
その場合は、支店、事業所単位での認定となります。
申請できない業種もございます。詳しくはホームページをご覧ください。



②申請方法と必要書類

【申請方法】

必要書類を受付窓口へご持参いただくか、郵送してください。
オンラインでの申請も可能です。

【必要書類】

・新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）



③受付窓口（郵送での申請の場合は①の窓口までお送りください）

- ①男女共同参画推進センター（ウイズ新宿） 新宿区荒木町16
- ②区役所本庁舎2階（子ども家庭課） 新宿区歌舞伎町1-4-1

※様式のダウンロードおよびオンライン申請はこちらから↓
https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file08_00001.html



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の問合せ先

子ども家庭部 男女共同参画課

〒160-0007 新宿区荒木町16
男女共同参画推進センター（ウイズ新宿）
☎ 03(3341)0801

駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

